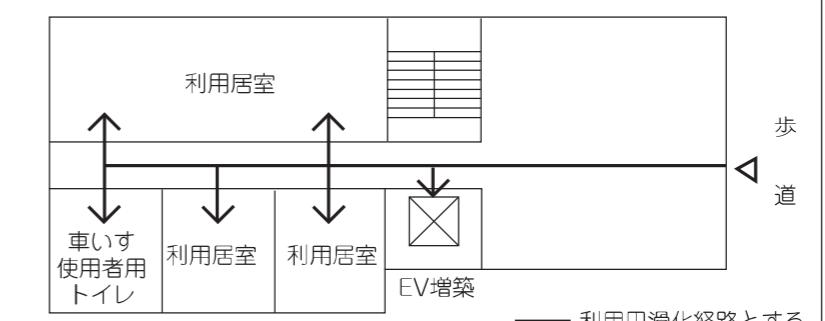


③ 増築等に関する適用範囲

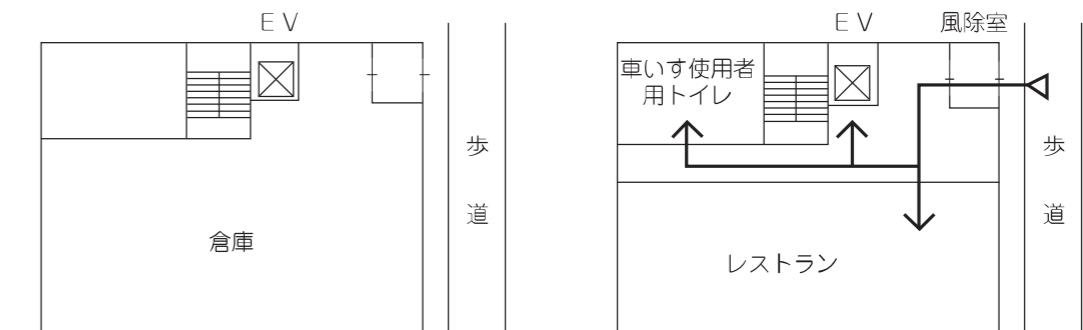
基本的な考え方

既存の建物が増築等を行い、その部分に利用居室がある場合は、そこまでの利用円滑化経路確保が基本であるが、新築の建物同様に整備基準を適用すると事業者の負担が大きくなる可能性があるため、整備が必要な部分を明らかにするものである。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
増築等に関する規定の適用範囲 (23の項)	建築物の増築等をする場合には、前項までの規定は、次に掲げる部分に限り適用する。ただし、増築等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満の場合には、(1)の部分に限り適用する。		
(1)増築等の部分 (23の項(1))	当該増築等に係る部分	<ul style="list-style-type: none"> ●増築等を行う部分については、整備基準に適合させる必要がある。 ●規模の小さな増築等については、増築等に係る部分にのみ適用する。 	
(2)増築等の部分までの経路 (23の項(2))	道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路	●増築等に係る部分に利用居室がある場合には、そこまでの1以上の経路を利用円滑化経路の基準に適合させる必要がある。	
(3)便所 (23の項(3))	多数の者が利用する便所	<ul style="list-style-type: none"> ●既存部分又は増築等の部分どちらかに「車いす使用者用便房を有する便所」を1以上整備する必要がある。 	
(4)増築等にある利用居室から車いす使用者用便房までの経路 (23の項(4))	(1)の部分にある利用居室から車いす使用者用便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> (1)の部分に利用居室が設けられていないときは、道等から車いす使用者用便房までの1以上の経路が対象となる。 (3)に掲げる車いす使用者用便房のある便所に限る。 	
(5)駐車場 (23の項(5))	多数の者が利用する駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●既存部分又は増築等の部分どちらかに「車いす使用者用駐車施設」を1以上整備する必要がある。 	
(6)車いす使用者用駐車施設から増築等にある利用居室までの経路 (23の項(6))	車いす使用者用駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路	<ul style="list-style-type: none"> (1)の部分に利用居室が設けられていないときは、車いす使用者用駐車施設から道等までの1以上の経路が対象となる。 (5)に掲げる駐車場に設けられる車いす使用者用駐車施設に限る。 	



増築の事例



利用円滑化経路とする



用途変更

用途変更の事例

増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途の変更をして生活関連施設にすることを含む）をいう
-----	---